

# 政治倫理委員会

|                |   |                              |
|----------------|---|------------------------------|
| 日 時            | 令和元年 10 月 3 日 (木)   | 10 時 47 分 開会<br>12 時 00 分 閉会 |
| 場 所            | 相良庁舎 4 階 会議室 3  |                              |
| 出席議員           | (委員長) 14 番 大石和央 (副委員長) 7 番 大井俊彦                           |                              |
|                | 15 番 鈴木千津子 13 番 中野康子                                      |                              |
|                | 9 番 植田博巳 5 番 平口朋彦   |                              |
|                |   |                              |
| 欠席議員           |   |                              |
| その他議員          |   |                              |
| 事 務 局          | 局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 北原 大輔                                 |                              |
| 説明員及び<br>その他議員 |   |                              |
| 傍聴             | 12 番 澤田隆弘 8 番 名波喜久 6 番 藤野 守<br>3 番 原口康之 2 番 濱崎一輝 1 番 鈴木長馬 |                              |

署名 \_\_\_\_\_ 政治倫理委員会委員長

[午前 10時47分 開会]

---

## 開会の宣告

### ○政治倫理委員長（大石和央君）

それでは、委員の皆さんが全員おそろいですので、ただいまから政治倫理委員会を開会いたします。

---

## 2 協議事項 (1) 政治倫理委員会開催要求の趣旨について (第3回)

### ○政治倫理委員長（大石和央君）

本日は、委員会第3回目となりますけれども、協議事項といたしまして、(1)として、政治倫理委員会開催要求の趣旨についてということで、前回から本件について行ってきたところです。

本日は、ここに事実認定についてと、それから審査要件の適否についてということで、本日は協議を進めていきたいと考えております。

非常に、事実認定ということと、審査要件というものは、同じというか、絡んでくるものでありますけれども、何が委員会として取り扱う問題行為であったのかということ特定します。その上で、審査に入る要件として妥当かどうかということ、次に皆さんで協議をしていきたいと、このように考えているところであります。

では、早速事実認定ということで、先ほど申しましたけれども、この委員会として取り扱う問題行為、これをきちんと特定をしていきたいというふうに思います。

既に請求人から、全協でのあり方、それから一般質問という中での問題点が示されているところでもありますけれども、この点について、この委員会で取り扱う行為を特定したいというふうに考えておりますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

中野委員。

### ○（中野康子君）

ちょっとかみ砕いてくださらないと、抽象的過ぎて言葉が出てこないんですけど、その辺をお願いします。

### ○政治倫理委員長（大石和央君）

そうですね。請求人のほうから、この会議を開くということの請求について、その問題となった点を挙げられていると思います。

その一つが、全員協議会でのことと、それから一般質問にかかわることとして、それを行為が適切ではなかったというような意味だということでもありますけれども、そうしたものが、この委員会として取り扱う問題行為として、これからはっきりしていかなければならないんですけども、請求人が言われているように、二つのことを問題行為として協議をするのか、それとも、あるいはそうではないのかという点で、はっきり特定をしたいというふうに考えているものであり

ます。

以上ですけど。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

事実認定ということで、今までに私も認識をここで披露してきたことと重複する部分もあるかと思いますが、全員協議会での議長による議事統理権、また秩序維持権を犯した部分、また一般質問において、市民皆様の声にもあったように、個人への憎悪が感じられた質問と理解し、とても残念に思います等、牧之原市議会議員政治倫理規定のうちの第2条の1号ですね。市民全体の奉仕者として、常に信頼される。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員、そのところは次のところで、審査要件としてあっているのかどうかということを確認したいというふうに思っていますので、まずは特定事項、行為の特定ということをお聞かせください。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

行為そのものを言えばいいということですね。わかりました。

では、先ほど言ったように、全協内での発言がルールに抵触していたと。あと、一般質問の内容に関しても、一般質問本来の内容にはそぐうものではなかったと、この2点を、私は事実として提示をしたいと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

私は、議員必携の中の第5章のところに、発言の制限というのがあります。その中で、発言は議長の許可を得た後でなければできない。そして、無礼な言葉を使用し、発言をしてはならない。

それから、議会の品位を落とすような発言をしてはならないという項目がございます。まさにこれが、当たっているというふうに、私は事実認定をしたいというふうに思っています。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

中野委員、そこは次のところでやっていきたいというふうに思っていますので。

そのほか。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

この場では、審査要求の適否についてというところで審査に入るか、入らないかという判断をして、今の事実認定というのは、申請の中の、大きく分けて一般質問と全員協議会の申請要件が確認できるかどうかということの発言をすればいいということによろしいですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

はい。

## ○（植田博巳君）

それでは、一般質問につきましては、前日も申し上げましたとおり、一般質問を許可して、議長は、通常の議事運営をしているということで、そこで議長が発言を制止するという行為は一度もなかったという観点から見ますと、一般質問については、問題というか、議会のルールとしては問題はなかったのではないかと。ただ、傍聴者からの、4名のうちの3名が無記名でありますけれども、質問の内容について批判を受けたということはありませんけれども、一般質問自体については、通常のルールの中で議長が運営をしていただいておりますので、そこは問題ないのかなというふうに考えております。

それからもう一個、全員協議会の中のルールでございますけれども、議長そのものが原因者という中で、私のことなので議員討議の中でお願いしたいという発言があって、その中で、良知議員は、これは市長に対する確認だということで発言を続けたということで認識しております。

そういう状況の中で、私が思ったのは、当事者でない他の議員が、議長ではなく他の議員がそういうときにあった場合は、どうなのかなというふうなことも考えましたし、またその当事者である議長と副議長が交代して、采配を振った場合はどうだったのかなというふうな、想定ですけれども、思います。

現実の事実としては、議長が制止したにもかかわらず発言を続けたという、議会の一定のルールは逸脱したのかなというふうには、そこはそういうふうに思っております。

以上です。

## ○政治倫理委員長（大石和央君）

そのほかございますか。

鈴木委員。

## ○（鈴木千津子君）

この開催要求にあるとおり、私としましては、本当にこの17日の全協、本来やはり議長が仕切るところになっておりまして、再三の制止にもかかわらず、市長報告のまだ最中の中にそういったことを求めたこと、こういったことは、本来は議長は後でもう一度聞くからというふうに、きちんとおっしゃっていたにもかかわらず、それをずっと続けられた。そして、後からは本当に議員の皆さんからも、ああいった個人的なことを、ああいった中で本当に言っているのかどうかという、そうしたことも皆さんからも声を上げられたこと。そして、一般質問におかれましては、ここに書いてありますように、一般質問、これだけの、私が14年間の中にも、一般の方からの、こうした本当にこの市民のためになっているのか、もう少し、議員は議場において品格を持ち、市民の公益につながる質問をしてほしい、まさにこのとおりだと思うんです。そういったことに関しましては、本当に一般質問等も、市民のためになったのかどうか、そういったことにも疑問を持っています。

こうしたことから、これからの牧之原市議会の議会運営のあり方、そういったことに、こういったことは本当に許されるのかどうか、そういったことを皆さんでしっかりと審議していただき

たいと思っています。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

追加です。一般質問に関しては、先ほど申し上げたとおりでございます。

全員協議会の中で、要請書では、全員協議会で議会の一定のルールを逸脱したものという形で要請がされております。

地方自治法におきまして、「議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる」というのが法の129条でございます。そして、「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」というのが二項目入っております。

その他人の私生活というのには、今回は該当しないだろうというふうに思いますし、「無礼の言葉を使用し」という言葉が、乱暴な言葉を使用したということは、内容はともかく、乱暴な言葉を使用してはいないのではないかというふうに思います。

そして、なおかつ市長への質問においては、議長ご本人の、先ほど申し上げた文書案件であったので、その中に記載されている市長の考え方、市長の関与というか、市長が合意して文章を載せたかどうかの質問であって、市長がいなければならなかったというふうなことの質問ではなかったかなと。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、議長が制止したにもかかわらず、発言をし続けたという、議会の一定のルールというものが、先ほど申し上げた内容でございます。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

それではやはり、今、委員のほうから出されました、全員協議会に関しては、ある一定の認識がある。それは、議長が制止したにもかかわらず発言をし続けたという。それは、言ってみれば全員協議会での秩序あるいは議長の整理権というようなものがあるかと思う中で、このルールにのっとっていなかったという点は、皆さんで共通の認識であるということを確認したいと思いません。

その上で、先ほどどこに具体的に抵触するのかと。いわゆる政治倫理規程のどこに、どの部分がどのように抵触しているのかについて、ここで特定をしたいというふうに思います。

ご意見をお願いいたします。

鈴木委員。

**○（鈴木千津子君）**

この牧之原市議会議員政治倫理規定の75ページであります、この第2条、その（1）に「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしな

い」、私はここの部分に当たると思っております。

その根拠としましては、議員の身分ですけれども、この議員必携の中にあります、身分は、議員の地位と身分のところですので、途中になりますけど、「その身分はそれぞれの町村の特別職の公務員である。特別職の公務員とは、一般の職員と区別して取り扱うこととされている公務員をいう。町村議会の議員は、地方公務員法第3条第3項第1号の就任について、公選または地方公共団体の議員の選挙もしくは同意したことを必要とする職に当たる」として、これは私たちはまさに、市長と同じように、市の代表であること、そして市民に対してのこうした身分が保障されている。そうしたことから、これに私は抵触すると思っております。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

そのほかのご意見。

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

私は、一般質問に限っては、一般質問というのは、市当局の事務全般にわたる事柄について市民の付託に応えるために質問するというふうな考えでおります。ということから鑑みますと、私は倫理委員会規程第2条第1号、今言われたこともそうなんですけれども、もともとの、もっと基本となる議会基本条例の第12条「議員は、市民の付託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し」、ここに、大きく抵触しているんじゃないかというふうなことで考えております。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

私は、このもとになっているのは基本条例の第12条、今、大井委員が言ったとおりの12条、その解説の中では「政治倫理に関する規定の精神にのっとり、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています」というふうに、政治倫理規程を指しております。政治倫理の精神にのっとりということ。そして、政治倫理規程では、第2条で「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」というふうな明文化されております。

市民全体の奉仕者として、常に信頼される行動をとりという解釈を私は、政治倫理の解釈から見ます解釈文献によりますと、政治家が持っていないとてはならない規範、政治に携わる者として、汚職や詐欺などを許さない道徳心であるということから、以下（2）から（5）、政治倫理規程の（2）から（5）に該当するような、口きき行為をここでは規定しているというふうに解釈しております。

ですから、今回の申請案件には該当しないというふうに私は考えております。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

まず、私もこの第2条第1項に抵触すると考えます。

今のお話にもありましたが、今のお話は「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり」の部分に触れられておりました。その部分とはまた別に、私は、「市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」、こちらの、前段ではなく後段ですね。後段の部分にこそ、より重きを置いて、この第2条第1号に抵触しているという主張をさせていただきたいと思います。

我々、市議会議員は、いわば市民皆様にルールを強いる側の立場でございます。条例により、税金の上げ下げ、手数料の上げ下げ、本日の本会議でもありましたが、自動交付機の撤収ですね、これらも市民皆様に我々の決定を強いる。ときには負担をお願いする。そういう立場でございます。そのルールをつくる側の人間がルールを遵守できない、これはまさしく、そういった市議会を持っている我々が恥ずかしいと。ルールを押しつける側がルールを守っていない市議会というものを持っている牧之原市民は、他に恥じること、そういうふうに解釈ができると思います。

市の名誉と品位を十分傷つけた、今回の一連の事実であると私は解しております。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

私は、先ほど言ったとおり、この「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり」、この行動そのものが、（2）から（5）に該当する、詐欺とかそういうものというふうに理解しています。私は、この倫理規程について話をしています。その行動に対して、その行動が市の名誉と品位を傷つけるというふうに私は解釈しております。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

今のご主張も一理あるとは思いますが、しかしながら、政治倫理また倫理という言葉で照らし合わせますと、道徳やモラルと言いかえることができます。人として守るべき行いや道のことです。この倫理という言葉に、政治という言葉が入って、この政治倫理規程が形成されております。

その中には、ここの第2条第2項ですね。ここにあると、今、示唆されました前段の部分は、2号から5号だと。それを内包しつつも、内包しつつも大前提として、市の名誉と品位を傷つけるような行為というものは、それ以外にも当てはまるのではないかと。2号から5号、こちらに当てはまらない部分においても政治倫理に抵触しないようにという目的で、この第1号がつくられていると私は思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

私は、先ほど申し上げたとおり、この規定、この牧之原市議会の条例規定、これに基づいてお話をしています。この規定の内容が何を趣旨としてこの規定の（１）がされているか。これは、私の解釈は、一般的に言う政治倫理とはということで、先ほど申し上げましたとおり、そういった行為を戒めるために、その行動が市民の名誉と品位というふうにかかっているんだと思います。

だから、平口委員がおっしゃったような内容の、道徳心というのは当然ありますけれども、この政治倫理の規定の中では、その解釈を拡大解釈したら、どの範囲まで明確になるのかなと、ちょっと不安になりますので、私の解釈は、あくまでもこの政治倫理規程に沿っているか、沿っていないかのお話をしているということに理解していただきたいと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

第２条には、政治倫理基準が示されております。その前段ですね、第１条。第１条の目的というところに、「議員の政治倫理の意識の向上に努め」とございます。これは、先ほど私の言葉の選択肢の選択が悪かった部分もあろうかと思いますが、拡大解釈というふうに申し上げてしまったのが、ちょっと落ち度があったかと思いますが、「議員の政治倫理の意識向上」、こちらは、常に政治倫理の意識を向上し続ける、そういうことに努めねばならないということだと、私は理解をします。

この２条から３条、４条、５条、つまり植田委員のご指摘のとおり、行動について、ここ２条から５条を示されております。

では、この１条がなぜ、なぜこのような条文として、条項として記されているのか。そういう意味から言えば、ここを私先ほど拡大解釈と申しましたが、そうではなくて、この２条、３条、４条、５条、具体的に挙げられるもの以外のものをきっちりとここの部分で、「市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」という、大前提をここでうたっているものだと、私は理解をします。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

鈴木委員。

**○（鈴木千津子君）**

私は、今先ほどから「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」、これはまさに、全協での議員の行動、全協での発言、そして一般質問において市民に不安を抱かせた、そういったことは、それも行動の中に私は入ると思っております。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

私は、先ほど申し上げましたとおり、自治法の第132条「議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、そのもの、そういった類のことが前段の目的、そしてなおかつ基準ですから、ここにしてある第2条は基準ですから、基準は明確にして、それを示しているということですので、当然法第132条は議員として守らなければいけない秩序というふうには理解していますけれども、この規定については、その2条の基準に沿った内容のことを包括して目的として定めているのではないかと思います。

私、自分自身も法律の専門家ではございません。ここら辺の解釈は人さまざま解釈になるかと思しますので、私は、提案ですけれども、こういうところが、もし解釈が違うようであれば、法律の専門家に、やはりその解釈を委ねる必要があるのではないかなと、私は思いますけど、いかがですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

解釈を委ねるべきかどうかという前の話をさせてください。一つ、植田委員にお聞きをしたいんですが、ルールというものを、守るのは当然ですよ。それは、もう政治家じゃなくても人としてルールを守るのは当然だと思います。

また、ルールというものを、例えば日本国にあります刑法等でルールを犯した場合のことが規定はされております。牧之原市議会において、ルールを犯すという想定をしているか、していないかはこの部分からは読み解けません。しかしながら、市の名誉と品位を傷つけない、それは最低限守られるルールであることから、そのことに対しての罰と言ったらおかしいですけど、ペナルティーなり取り決めというものを、そもそもつくること自体がおかしいというふうに判断をされます。

つまり、ルールが破られる前提で、どこかしら明文化するのは、私はおかしいのではないかと。それを、ルールを守らないことなんてないよね、破ることなんてないよね。でも、「市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない」ということで、ここで記すことが、それをきっちりと担保できている、すばらしい条項だと私は思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

それこそ、我々議員は、法令遵守、コンプライアンスのもとで議員活動をしています。そういった中で活動している我々にとって、通常の一般常識的な品位と品格を保つのは当然のことだと私は思います。

ただ、ここでわざわざ倫理規程で規定されているという行為というものは、当たり前のことを規定しているのではないと思います。あくまでも、先ほど申し上げました政治倫理という、詐欺行為だとか、そういったものに対して懲罰を当てるべき内容、ここは規定ですから、そんなあれはありませんけれども、そういったものを倫理規程で定めていると私は思います。

当たり前の、本来持つべき議員の行動規範については、こういう倫理規程の中では定めることは、当たり前の話なんです。この倫理規程で議論するのであれば、先ほどの政治倫理基準の、詐欺あるいは汚職とか、そういった口きき行為についてのみここでは定めているのではないかと、私は解釈をしております。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

では、一つお尋ねをします。政治家が、市議会議員がルールに抵触した、ルールに逸脱した行動をしてしまった。今回。それは事実として認定していただいたと思うんですが、全員協議会での議長の議事統理権と秩序維持権に抵触したというのは、先ほど事実として認めていただきました。

議員がルールを逸脱した行動をとったことが、品位を傷つけるような行為ではないとお思いですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

ちょっと、平口議員との討論みたいになってしまっていますが、あくまでも政治倫理という規程上の話でいけば、そこではこの規定は、先ほど申し上げましたとおり、詐欺だとか汚職とかそういうものをやっていますので、この規定はそういう形だと思います。

そちらのほうで言うならば、議員は自由な発言が保障されていますけれども、議員には一定のルールに従った発言をしなければならないという、そこには先ほど認定という形になりましたけれども、それには該当するとは思いますが、この政治倫理規定というものに対しては該当しないのではないかなというふうに思っています。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

水かけ論になるというか、お互い着目点が違うのであれなんです、第2条第1号の前段の部分、読点より前ですね。読点より前というものは、2号から5号を示唆しているよという主張でした。これは、この後段の部分です。読点からあとの部分にかかっていると考えるか、この前段の部分も、もちろん内容としてありつつも、後段の部分ですね、「市の名誉と品位を傷つけ

るような行為をしない」というものは、また別立てで二つのことを示唆していると、私は理解をしますので、前段の部分が後段の修飾語ではなくて、前段の部分と後段の部分と、また別のことを、関連があるので、同じ条項内に入っていますが、別のことを言っていると思っております。

この別のこと、つまり後段の部分に、私は抵触しているということを主張させていただきます。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

もう私も話しちゃったんですけど、今の話の中で、私の考え方は何度も言うようでくだいようですけども、「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり」と、ここが先ほど申し上げました政治倫理という、その解釈の詐欺とか、そういうものです。そういうふうなものが行動であって、それを受けて、そういったことをしないように、市の名誉と品位を傷つけないというふうに私は読ませていただいております。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

鈴木委員。

**○（鈴木千津子君）**

今、私は法の解説がきちんとできる身ではありませんが、先ほどの植田委員の発言の中に、一般的常識なことじゃなくて、形としてとる行動のことをここは訴えているんだということを言っておりました。一般的常識は当たり前のこと。確かに、一般的常識はまさに議員としての一般的常識、そこを当たり前としてあること、その上になおかつこの行動があると私は思っています。その行動だけが、動きだけをとられることではなくて、先ほど言った、一般的常識があつてこそ、プラスでその行動があるということから読みかえると、当然この市の名誉と品位を傷つける、そして市民全体に対しての奉仕者、そういったことに関しては、一般的常識があつてからこそではないんですか。その部分を取り外して行動だけというのは、私は違うと思っております。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

植田委員。

**○（植田博巳君）**

私は、本当にくだいようですけども、この牧之原市議会議員政治倫理規程、このものに対して該当するかしないかという発言をしています。先ほどから。このものの解釈というのが、これをつくった経緯、私は知りません。ただ、これも古くない年代にできているのではないかなと思いますけれども、そのときの制作した、つくったときの趣旨というものがどうなのか、ちょっと私はわかりませんけれども、あくまでもこの政治倫理規程の開催しますよという申請に上がっているものに対して、あくまでもこの倫理規定に基づいた内容に対して合致しているか、合致していないかを話しているだけであって、今、鈴木委員がおっしゃいましたような内容について、これは合致しないのではないかという、私は判断をしているということです。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

大井委員。

**○（大井俊彦君）**

この政治倫理規程ですけれども、平成22年訓令第1号ということなんですけれども、私のほうで、この政治倫理規程は、常に日ごろから議員の適正公正な活動をみずから戒めるためにつくられたものだとは理解しています。そういう観点から見れば、今回の案件で9人の方々から出されているものの中の、一般質問については、市当局の事務全般に当たるものから逸脱している。もう一つは、全協の云々。これは前から言われていますけれども、これにはそういったみずからを戒めるための規定である以上は、これにやっぱりどう考えても該当すると私は思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私、先ほど言い忘れたというか、つけ忘れをしたので補足をさせてください。第2条2号から5号まで、これが1条の「信頼される行動をとり」にかかっているのであれば、1条1号というものは設定されないように解釈をされます。市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとるべきであり、次に掲げる4条を遵守すべきであるというふうな文章になればわかるんです。

ただ、あえてこの第2条第1号というものをきっちりをつくったのは、2号から5号という、信頼をされる行動以外のものも規定するために1号が設定されていると私は理解をします。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

よろしいですか。皆様のご意見ということで、今、出されました。

皆さんそれぞれの主張をされて、要はこの委員会規定の2条というところに該当するか、しないかと。もっと正確に言えば、2条の1項1号に該当するかどうかということが、意見が分かれたということでもあります。

この議論を踏まえて結論を出さなければいけない。結論というのは、すなわち審査に入るかどうかと。これをもとにして審査に入るかどうかという結論を出していかなければならない状況であります。

一番最初に私が申しましたように、第1回目のところ。この委員会は、皆さんもご承知のとおり、委員会規定でのみ成立している委員会であります。非常に、そうした意味では、任意の委員会として、どこまで本件についてやって踏み込んでいけばいいのかどうか。最終的な審査を踏まえた上で是非措置まで行っていくという、そういう形に、審査に入ったならばそういうふうになります。

しかしながら、当人にかかわる非常に重要なものでありますので、身分にもかかわりますので、慎重に審査をしなければならないという状況もあります。そうしますと、今後の予定、今から採決を諮りますけれども、ちなみに審査に入るということであれば、本人の陳述等々、さらに慎重

を期して審査を行うという状況になります。すなわち時間がかかるということです。

当委員会は、10月いっぱいというか、議員構成が変わり次第変わります。そのまま引き継いでいいのかどうかという、こうした問題もあります。

私はやはり、私委員長として、責任を非常に感じているところでありますので、少し私のほうから提案をさせていただきたいというふうに思っています。よろしいですか。

**○（中野康子君）**

提案の内容によります。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

提案を言わないとわからないと思いますけれども。

今後の、この委員会についての私の提案ということに。

**○（大井俊彦君）**

採決をするんですね。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

採決します。私の提案をした上で採決をしますという意味で言っていますので、よろしいですか。

では、暫時休憩です。

[午前 10時 30分 休憩]

---

[午前 10時 35分 再開]

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

それでは会議を再開いたします。

先ほど来、申し上げているとおりに、この委員会は委員会規定にのっとって、委員会規程のみで運営をしております。

ですので、非常に難しい運営となっているのが私の正直な意見でございます。そうした中で進行しなければならぬ私の苦悩を皆さんにぜひともご理解を願いたいという思いで、政治倫理委員長として、次のように提案をしたいと思っております。

正確を期するために、委員の皆さんには文章を配付させていただきました。

それでは、朗読をさせていただきます。

これまでの経緯について。

当委員会の開催は、令和元年7月11日、議員9人（のち8人）の委員会開催要請により、委員会を開会してきた。言うまでもなく、当委員会は政治倫理規程、以下規程と言いますけれども、それによって設置されたものであり、その根拠は議会基本条例にあります。しかし当委員会運営等の詳細規定はなく、また任意委員会として存在しているところであります。このような特殊事項の下で、審査前の協議を進行しているところであります。

共通認識について。

本件請求人が指摘しますように、1月17日の全員協議会において、良知議員が太田議長の文書を巡る発言に対し、協議会を主宰する太田議長の再三の発言制止を無視した行為は、協議会の秩序保持や協議進行を妨害するものでありました。

当委員会の所管・役割について。

本来ならば、本件については、問題が発生した全員協議会での対応が適切であり、議員全員で処理に当たることが、議会本来の姿ではないかと考えます。すなわち、会議の秩序を維持するその権限は、委員会条例や会議規則によって議長・委員長に付与されているからであります。よって、当委員会の役割は、本会議及び委員会外での議員の言動について規定に基づき、その手続きにより適否を審査し判断するものと解しています。

当委員会審査構成要件についてであります。

当委員会は議会基本条例第12条に基づき規定を定め運営されております。この規程制定にあたって、規程第2条1項1号は、市民社会において議員の言動の公平公正を求め、不良行為など、いわゆる今でしたらセクハラ行為等々ですね。そして、また差別発言ですね。そうした不良行為など、言動に対してモラル意識の保持を求めているもので、規程第2条は議員への要求として、各議員が自覚し、議員言動については社会通念上の行いを含めた戒め規定として定められたと解されます。本件のような、仮に議会内での行為も含意とするとしたら、議会の条例・規則を超越することになり、法、地方自治法等に抵触する恐れがある。したがって、本件は審査構成要件に該当しないと判断せざるを得ません。

当委員会への委員長提案として。次のとおりであります。

審査要件に該当しなくとも、行為事実は免責されるものではありません。既に述べたとおりであります。本来、当委員会が全員協議会での行為に対して意見することが妥当か疑問であります。本件請求にあたって、当委員会委員は全員協議会での行為の不当性について共通認識をもっていることから、これを看過することはできないと考える。そこで、委員長として次のとおり提案をするものであります。

1、政治倫理委員会は、早期の終結をはかることを優先して審査には入らず、委員会として意見を付す。

2、政治倫理委員会の意見は、全員協議会での良知議員の行為に対して、委員会は厳重注意を伝達し、全員協議会での謝罪を促す。

以上、私からの提案であります。

さて、これを踏まえまして、皆様のご意見を最終的に伺った上で、採決を図りたいというふうに思います。

平口委員。

#### ○（平口朋彦君）

踏まえましてということなので、この委員長提案について質問をしてもよろしいでしょうか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

質問ですか。

**○（平口朋彦君）**

もちろん、懇切丁寧に書いていただいて、朗読していただいたのはよくわかるんですが、自分として理解の及ばない部分もあるので、質問をさせていただきたいと思います。そこをちゃんと理解した上で、提案について検討したいと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

当委員会の審査構成要件についての部分ですね。こちらのところで、下から2行目、法に抵触するおそれがあると。法に抵触してはならないと、私も非常に思います。「議会の条例・規則を超越することとなり、法に抵触する恐れがある」、このおそれといったものは、どういった法で、どういったことがおそれになるか、お聞かせください。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

全て、条例規則は上位法があるわけでありまして。それを超えてまで制定をしてはならない。つまり、もっと言ったら憲法を上位として、法令等は成り立っているわけでありまして。こうした中で、それぞれの委員会条例、規則があるわけでありました、それぞれの委員会の役割、あるいはやらなければ、その委員会でのルールというものがありますので、その中での判断をしていくというのが本来の姿であります。

先ほど来言っていますように、当委員会については、まさに政治倫理規程という形で規定の部分でありますので、ここのものが条例や規則を超えて判断をしていくということがあったならば、これは明らかに法の趣旨に反するという理解であります。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

今の理屈というか、理論はわかりました。

では、条例・規則を実際超える部分はどこだと。ここにもあるんですが、仮に議会内での行為も含意することとしたら、議会の条例規則を超越する。この議会内での行為を含意しました。議会内での行為を私は問題視しております。議会の条例規則、どこの部分に超越しますか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

その前にあるように、議長・委員長の権限というものが条例・規則に明示されております。

**○（平口朋彦君）**

ごめんなさい。もう一度すみません。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

その上のところです。委員会条例や規則によって議長・委員長に付与されている権限があります。これはそのとおりでありますよね。その上で、その権限を無視して、我々がそこに入り込

むということについては、これはあってはならないのではないか。仮に、そこまでやるというようなことをするならば、委員会規定ではなくて、きちんと条例化をして位置づけをするということが本来の姿かなというふうに思っています。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

非常にわかりました。ということは、政治倫理規程で規定されているものは、余り法的拘束力がないことであり、条例、規則で規定されている部分があるから、この政治倫理規程というものは、権限も権能も余りないよということを今、おっしゃっているということによろしいですか。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

それも一つあるかとは思いますが。しかし、本件の場合は、それぞれの同様なことが起きた場合、そのところでの委員会あるいは本会議等で解決を図っていくということが、これがやっぱり議会で求められていることではないかと、私は理解しています。

議会内の、つまり議員の言動に対しては、確かに条例とか委員会規則とか及びませんので、そうした意味では、この倫理規定というものは生きてくるという、こういう解釈です。

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

私は、この、最も問題視をしている、一般質問も私は問題視をしているんですが、最も問題視している、「全員協議会での対応が適切であり、議員全員で処理に当たることが、議会の本来の姿ではないかと考える」とおっしゃっている、委員長のお考えに、ちょっと異を唱えさせていたきたいと思います。

そもそも、問題が発生した全員協議会。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員、私に異議を唱えるということではなくて、私の提案について、建設的な意見を言うていただくということで、そういった意味でのただすということであるならば構いませんけれども、私は、皆さんが今まで議論した中での、要するに委員会規定に沿う解釈というものが分かれました。そうした意味では、それぞれ解釈の仕方があるだろうという中で、私の解釈を開陳したまでの話であって、提案は一番最後にありますように、早期の終結を図る、それが私の役割だと思っています。ここで結論を出さなければさらに続いてしまうし、さらに後の委員会が、どのようになるかわかりませんが、少し大変かなというふうな思いもあって、そこでこうした提案をさせていただいた次第でありますので、そのことがどうなのかということで聞くならば、それについては答えられますけれども。

**○（平口朋彦君）**

議事進行に関する発言をお願いします。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

○（平口朋彦君）

私が先ほど質問をお願いしたいと言いましたが、ここで改めて、委員長も重要視されており、自由な議員間討議を求めます。提案に対する自由な議員間討議を求めたいと思います。

○政治倫理委員長（大石和央君）

その必要性はどこにあるのですか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

議員間討議が必要でないという根拠をお示してください。

○政治倫理委員長（大石和央君）

私は提案をしているところでありますので、そのように、この提案を受け入れてもらえなければ、即採決、審査に入るかどうかを採決したいというふうに考えています。

大井委員。

○（大井俊彦君）

私ちょっと委員長に確認したいんですけども、この提案の中で、政治倫理委員会の意見は、委員会として、本人に対して厳重注意を伝達し、謝罪を促すということなんですけれども、そうしたことが、そうした行為が、この倫理規程にのっとっていないと思うんですよ。倫理規程では、倫理委員会の意見をそうした形で本人に促して、そうした行動をとらせるとかという対応をとる規定がないんですね、この中に。

それはどう考えますか。

○政治倫理委員長（大石和央君）

あくまでも厳格に当てはめようとしたらば、今まで議論してきた全ての部分を厳格に解釈をしなければならぬということになります。そのほか、ない場合をどうするかということに関して言えば、ここで皆さんが賛成することによって、これが成立するという、そういう判断で今までやってきましたので、やっております。

ただ、このことに私の提案につきましては、あくまでも意見ということであります。意見はどういった場合でも出せるというような解釈をしておりますので、繰り返しますが、本来だったら、これは例えば本会議あるいは全協で問題解決を図るという姿が正常だというふうに私は考えます。

こうした中で、委員会が開いておりますので、せつかくというか、非常に重要な部分を背負わされている中で、委員会として、委員が一致した部分については、意見として発言することが可能ではないかと考えています。

大井委員。

○（大井俊彦君）

私今発言したことについてですけども、やっぱり私は、この規定がある以上、この規定は先ほども言いましたとおり、議員のふだんからの活動に対し、みずからを戒める規定であるという

ふうと考えておりますので、私は肅々と、この規定に沿って進めていくというふうと考えておりますし、第2条に抵触するかしないかはちゃんと判断して、この規定に基づいて審査を開始し、進めるべきだというふうに私は思っています。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

鈴木委員。

**○（鈴木千津子君）**

今の大井委員の意見にももちろん賛成ですけれども、今回委員長のこれを出してくださったことによりまして、この審査要件に該当しなくても、行為事実は免責されるものではないというふうなここにうたってあるということは、当然委員長もこれに対しての本来のあり方ではなかったということは認識していらっしゃったんだなど、それだけは一応たしかめることはできました。

それで、この全員協議会での行為に対しての、この謝らせればいいという、本来こうしたことは、どうしてもっと早くに、本来私はこの委員長に対して、再三にわたって、これはおかしいのではないかということをお願いしてきました。本来なら、倫理委員会に抵触するのではないのかということもお願いしてきました。

しかしながら、いまだに何カ月たってもそのままであったがために、これからの議会のために、これから本当に牧之原市議会としての、きちんとした運営のルール、そういったことにのっとってやらなければならないとして、それでこの書面をもって皆さんからの意見をもち、そして書面をもってこの倫理委員会の規定に抵触するのではないかということで、この倫理委員会を開くことをお願いしたわけです。

そして、そのお願いしたのが、見ていただければわかりますけれども、7月です。それで、今になって、これは早期の。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

鈴木委員。

**○（平口朋彦君）**

発言をとめるべきです。今、委員長がおっしゃっているんだったら、ここではやはり委員長が止めないと。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

委員会外のことはここで発言しても意味ないというふうに思いますので。

**○（鈴木千津子君）**

わかりました。では、私としましては、やはりこれは審議を続けてほしいと思います。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

平口委員。

**○（平口朋彦君）**

あくまでも提案といって紙をいただきましたが、委員長も委員の一人として、今まで我々が意見を出してきたことと、同等の意見ということで提示されたと思います。

私は、先ほど来、植田委員とお互いの意見や主観というものをお話してきて、とことんまでお互いの意見を戦わせてきました。

委員長が、この意見については建設的な話しか聞かない。これがだめであれば採決しかないとおっしゃるのであれば、もう採決しかないのであるかなとは思いますが。

せっきくの提案でしたので、とことんまで協議したかったんですが、採決しかないのであるかなと、私個人は考えました。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

それでは、採決を諮ります。

審査に具体的に入っていく、それについての採決でありますけれども、審査に入ることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

賛成多数です。

それでは、今後は審査に入ることとなりますので、本日はこれで会議を閉じたいと思います。

植田委員。

**○（植田博巳君）**

一つ、今回申請された方が9名、途中で8名になっております。この政治倫理委員会のメンバーは、当初決められてこのメンバーになっています。そういった中で、申請者の名前を連ねている方が3名おられます。中立中性の立場で審査するに当たっては、今回規定がありますので、これはこれでいいと思います。

今後の話として、やはりそういった申請者に対しては、委員会メンバーを交代するとか、そういうものをするような形の提案をしたいというふうに思っています。

以上です。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

中野委員。

**○（中野康子君）**

それこそ今、審査要件に入ることになりましたので、時間もないとおっしゃっている委員長の言葉から、次に始めるこの政治倫理委員会の日にちを本日決めていただき、日程を詰めていただきたいというふうに思います。

なるべく、私たちのこの委員会の中で結論を出していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

その件については、早急に開く方向性ということで進めていくということで、特に期日を設定するという事は、現段階ではしません。

○（中野康子君）

決定してください。お願いします。これ、出たのが7月11日です。ぜひお願いします。

○政治倫理委員長（大石和央君）

すみません。というのは、次回、審査に入るということであるならば、当然もう既に事実の認定と審査要件は確定をしていますので、次は本人からの陳述になろうかというふうに思いますので、その日程を調整した上で決めたほうがよろしいかということで、言わせていただきました。

中野委員。

○（中野康子君）

なるべく早い時期にお願いをいたしたいと思いますので。

○政治倫理委員長（大石和央君）

善処したいと思います。

平口委員。

○（平口朋彦君）

先ほどの、その他の部分でのご意見だったと思うんですが、植田委員から、政治倫理委員会のメンバーと言ったらおかしいですけど、委員会の構成に当たってのご提案がありました。私の考えとしては、たとえ請求者、要求者であっても、委員としてこの席に立つ場においては、公平中立であるべきであるし、ならないと判断をしております。だからこそ、逆に言うと、委員になってしまうと請求者になれないということがあってはならないと思うんですね。

そういった意味では、今後、政治倫理委員会の構成を、例えばそういう請求があった場合、議長の名においてメンバーを選出するとか、また先ほどの植田委員がおっしゃったことも、それがいいかどうかはわかりませんよ。メンバーを入れかえることがいいかどうかはわかりませんが、それも調査研究はすべきだとは思いますが。ただ、あくまでも事後の話になってしまうので、今回はこのままで。次回以降、政治倫理委員会、先ほど条例規則に比べて軽いというふうにおっしゃっていた、この規定というものも、再度見直すことも含めて、それはこの事案が一通り終わった後でないと、後づけていいように変えてしまうこともまずいと思うので、全てが終わった段階でそういったことについて調査研究をする。それは、議会運営委員会が、もしくは全協に諮りつつ、そういうふうな形でやっていくのが適当ではないかなと、先ほどの植田委員のご提案に私も賛意を示すものではありません。

○政治倫理委員長（大石和央君）

植田委員。

○（植田博巳君）

先ほど申し上げた内容については、この会議の第1回目で申し上げたこととございます。それは、今の委員会規定に沿ってやるということで、そこで今の状況の中でやられていると。今後の委員会が再編成するときにおいては、今言った内容をどういう形でやられるかわかりませんが、こうする必要はあるんだらうということをご提案させていただきました。

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

いろいろ、政治倫理委員会、規定に基づいて行われている、規定そのものを含めた、やっぱりこの整理が必要だと、まさに平口委員が言われたようなことがそうだと思いますので、申し送り事項として、そこは伝えていこうかというふうに考えています。

そしてまた、植田委員が言われたように、構成メンバー、これにつきまして、やはり慎重に選出を図るということも必要だというふうに考えます。

よろしいですか。そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

**○政治倫理委員長（大石和央君）**

それでは、以上で政治倫理委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

〔午後 12時00分 閉会〕